

指名停止業者	自	至	月数	指名停止の理由
久富電設(株)	R6.9.27	R7.9.26	12か月	久富電設(株)の代表取締役が、令和4年2月14日、池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。このことは、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領第2条(別表第2第1号及び第2第4号)に該当するため。
(株)佐藤渡辺 萩原営業所	R7.2.7	R7.11.6	9か月	株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町発注の道路改良工事において、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日に郡山区検察庁から談合罪で略式起訴され、令和6年11月9日付けで刑が確定した。このことは、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領第2条(別表第2第4号)に該当するため。